平成３０年（フ）第２９号
岐阜市上土居634番地５
債務者　松尾　愛子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤　　良寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月18日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１０号
青森県八戸市吹上１丁目７番24号　エンゼルハイムＡ号室、前住所青森県八戸市大字十一日町13番地　アットホームイン八戸413号
債務者　岩城　　実
1　決定年月日時　平成30年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
岩手県宮古市津軽石第19地割173番地31、旧住所岩手県宮古市田老字川向185番地５
債務者　大下　博士
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２９年（フ）第９２２号
仙台市若林区かすみ町22－６　プレステージかすみ町205号室、住民票上の住所仙台市若林区蒲町東７番地の５　メゾン・ド・ソレイユ306
債務者　高橋　壽美
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９８０号
宮城県多賀城市中央２丁目23番３－113号
債務者　佐藤としえ
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９８６号
宮城県多賀城市町前３丁目３番５号　エトワール町前201、従前の住所宮城県多賀城市中央３丁目22番２－13号
債務者　齋藤　大介
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
仙台市太白区四郎丸字前72番地　アーベインヒルズ101
債務者　端倉　由樹（旧姓櫻井）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
福島県いわき市平下神谷字北一里塚45番地
神谷ハイツＤ
債務者　野部　眞澄
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第１２０号
福島県いわき市勿来町四沢作田58番地の203　メゾンカトレヤ202
債務者　冨永　美喜（旧姓國井）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２９年（フ）第４１２号
茨城県鉾田市菅野谷452番地５
債務者　新堀　桂三
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第２６７号
茨城県つくばみらい市高岡883番地２
債務者　千田　　崇
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２６８号
茨城県つくばみらい市高岡883番地２
債務者　千田みずほ
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第２０号
茨城県つくば市真瀬1600番地
債務者　川端祐三子（旧姓岩浪）
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３１７号
千葉県佐倉市八木684番地１
債務者　三門自奈子
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３４３号
千葉県八街市富山自1314至1343番地合併1089
債務者　早野　　大
1　決定年月日時　平成30年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３８６号
千葉県四街道市栗山1076番地10
債務者　吉沼　悠毅
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３８７号
千葉県四街道市栗山1076番地10
債務者　矢田まゆみ
1　決定年月日時　平成30年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部